

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号) 第1条～第5条 略 (入居者の資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下この条及び次条第2項において「老人等」という。）及び単身で入居する者（老人等を除く。次条第2項において「単身者」という。）にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。 (2)～(4) 略 第8条～第12条 略 (同居の承認) 第13条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。	○幕別町公営住宅管理条例 (平成9年3月28日 条例第6号) 第1条～第5条 略 (入居者の資格) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下この条及び次条第2項において「老人等」という。）及び単身で入居する者（老人等を除く。次条第2項において「単身者」という。）にあっては第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあっては第3号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者<u>及び親族に準ずる者として規則で定める者</u>を含む。以下同じ。）があること。 (2)～(4) 略 第8条～第12条 略 (同居の承認) 第13条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

現 行 条 例	改 正 条 例
2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 (3) 当該同居させようとする者が当該<u>入所者</u>の親族でないとき。 (4) 略 第14条～第65条 略	2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。 (1)及び(2) 略 (3) 当該同居させようとする者が当該<u>入居者</u>の親族でないとき。 (4) 略 第14条～第65条 略